

第53回岡山県人権政策審議会 行政説明 (事前質問)※審議会の場で質問・回答を行っていないもののみ

項目番号	頁	質 問	担当課	回 答
1	1	コロナ感染者や医療従事者らへの偏見や中傷は、感染流行初期に一過性に目立ったもので、オミクロン以降は大きく問題化はしていない印象です。「今後も一層取り組む課題」とするような統計かデータがあるでしょうか？	人権施策推進課	県では、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や偏見・差別の防止に取り組んできています。 県の新型コロナウイルス感染症に関する悪質な書き込みのインターネットモニタリング結果では、感染者等に対する誹謗中傷等の投稿について、デルタ株が主流の昨年8月に最多の48件確認し、オミクロン株に置き換わった後も新規感染者数の増加により本年2月においても39件確認しているところです。 変異株への置き換えりや新規感染者数の増加に伴い不安が発生するなどで誹謗中傷や偏見、差別が生じやすくなることや、ワクチン接種に関する差別防止の必要も出てきていることから、引き続き取組が必要と考えています。 なお、ご質問に関連する「一層の取組が求められている」との記述は、女性、子どもなどの様々な人権問題が、依然として存在する上に、新型コロナウイルス感染症や多様な性に関する問題もあり、人権課題への一層の取組が必要状況だとの認識を示したものです。
1	1	人権啓発マトリックス等の活用とは具体的にはどのようなものでしょうか。	人権施策推進課	人権啓発マトリックスは、県の人権政策推進指針策定時において、縦割りを排し、各部等の連携を強化し、施策の総合調整を強めることによって、人権啓発を総合的、効果的に推進するために設置されたもので、現在、本日出席の12課室で構成しています。 マトリックスでは、共同で人権啓発に関する計画を立て、人権に関する各種相談窓口一覧(約80箇所)を作成し、人権週間関連啓発を連携して実施(R3:16事業)するなど、一体となって人権啓発の推進に努め、県民の人権意識の醸成に取り組んでいます。
1	1	性的マイノリティやLGBTなどについての施策や取組はあるのでしょうか。	人権施策推進課	県人権政策推進指針に、多様な性に関する正しい知識と認識を深めるための啓発などに取り組むこととされており、LGBTなどの多様な性について理解を深めるためのわかりやすいチラシを作成し、人権啓発イベントや人権関連の研修会等で配布するとともに、LGBT当事者による講演会の開催などにより、理解と認識を深めるための県民への啓発や職員の研修に取り組んでいるところです。
4	10	【今後の取組方針】の「11」に、「さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大」とありますが、ターゲットとしている分野や重点を置いている産業などがあればご教示ください。	男女共同参画青少年課	医療分野では、医師をはじめとする医療従事者の女性も増えていますが、育児・介護などとの両立が難しいことから、就業の継続や復職支援のための環境整備が求められています。 また、科学技術・学術分野では、女性研究者・技術者の活躍を推進することで多様な視点・発想によるイノベーションなども期待され、子どもの頃から科学技術への興味・関心や理解を向上させる取組を推進することなどが重要です。 さらに、農林水産業や自営業では、多くの女性が活躍し、大変重要な役割を果たしていますが、その役割に見合う評価がなされ、経営や事業運営の方針決定への参画を促進することなどが重要です。
4	10	今後の取組方針I 1項男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しとはどのような施策ないし取組でしょうか。 3項の家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進に関する施策ないし取組とは何でしょうか。 4項の男性にとっての男女共同参画の推進とはどのようなものでしょうか。 これらにつきこれまでどのような取組が行われているのでしょうか。	男女共同参画青少年課	重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しについて 性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。そのため、男女共同参画を促進するための広報・啓発、意識改革や情報提供等のための講座の開催、女性をはじめとするさまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発などを行っております。 重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進について 男女共同参画社会への理解促進に向け、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じ、あらゆる年代、特に将来を担う若い世代に対し、親しみやすくわかりやすい啓発活動を展開する必要があります。そのため、学校における男女平等を推進する人権教育の実施、高校や専門学校等への講師派遣、子どもや家庭に関する相談及び指導・助言、男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成など各種事業を実施しております。 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進について 男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や「働き方」に対する意識改革を進めるとともに、男性の家事・育児等への参画を促進する必要があります。そのため、男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成、企業等における働き方改革の取組を促進する各種事業、男性向け広報・啓発活動や各種講座の実施、男性相談員による男性電話相談の実施などを実施しております。

第53回岡山県人権政策審議会 行政説明（事前質問）※審議会の場で質問・回答を行っていないもののみ

項目番号	頁	質問	担当課	回答
5	13 ～ 14	現在の虐待相談件数と要対応件数をご教示願いたいと思います。 →子ども本人からの相談数は、変化がありますでしょうか。 →子ども本人が、自身の虐待について理解できていない場合の具体的な対応策がありますでしょうか。 →施設内虐待の実態調査などはどのようになされておられますでしょうか。（子ども本人の聞き取りなど）	子ども家庭課	令和3年度の児童相談所における虐待相談対応件数は1,077件であり、近年高止まりの傾向が続いています。そのうち、虐待の内容では、身体的虐待の件数が増加しております。また、相談の経路は、依然、警察からの相談対応件数が多いものの、令和3年度は家族からの相談対応件数が増加しております。 子ども本人からの相談対応件数は、令和3年度は13件となっており、増加しております。 子ども本人が自身の虐待について理解できていない場合の具体的な対応策といたしましては、まず、子どもの心配や希望などを丁寧に聴いた上で、子ども本人が置かれている状況を子どもの発達に応じてわかりやすく説明し、子どもの安全を守るために必要な解決策と一緒に考えるなどの対応をしております。 施設内での子どもへの虐待の実態調査につきましては、速やかに子どもの安全確保を図った上で、事実確認や状況把握を行うために、子ども本人や職員への聞き取りなどを実施しております。
7	16	ヤングケアラーに関する施策ないしは取組はあるでしょうか。	子ども家庭課 人権教育・生徒指導課	【子ども家庭課】 市町村において適切な福祉サービスが提供されるように、県としては、要保護児童対策地域協議会の実務者を対象としたヤングケアラーに関する研修や事例検討会への専門家チームの派遣など、様々な機会を捉えて市町村の対応力向上を支援するとともに、児童相談所での相談対応により、支援が必要な子どもを市町村の福祉サービスに確実につなげるよう努めているところです。 今後は、ヤングケアラー認知度向上のため、県民への広報啓発を行ってまいりたいと考えています。 【人権教育・生徒指導課】 ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐためには、教職員の理解促進が求められるところであり、担当者等の研修の中でヤングケアラーに関する研修を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーが実際に対応した事例を共有したり、事例を扱ったケースワークを実施したりすることなどを通じて、教職員の理解促進及び対応力の向上を図っているところです。
		ヤングケアラーについての現状・課題・対応策はございますか？	子ども家庭課 人権教育・生徒指導課	【子ども家庭課】 家族の世話を強要されるなど、虐待が疑われる場合は、市町村要保護児童対策地域協議会が中心となり、学校等と連携し、定期的な家庭訪問等を行い、適切な福祉サービスに繋いでおります。 一方、誰にも相談できず、潜在化している子どもがいる可能性もあることから、こうした子どもを早期に発見することが重要と考えており、福祉、教育等の関係機関において研修を実施し、関係者のヤングケアラーに関する理解が深まるよう努めているところです。 また、ポスターやチラシを活用し、県民への広報啓発に取り組むとともに、市町村や教育委員会と連携し、子どものヤングケアラーに関する認知度が向上するように周知を図ってまいりたいと考えております。 【人権教育・生徒指導課】 ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援につなぐためには、教職員の理解促進が求められるところであり、担当者等の研修の中でヤングケアラーに関する研修を実施するとともに、スクールソーシャルワーカーが実際に対応した事例を共有したり、事例を扱ったケースワークを実施したりすることなどを通じて、教職員の理解促進及び対応力の向上を図っているところです。
14	27	岡山県ハンセン病問題対策協議会において協議及び調整とあり、平成26年度の議事録は健康推進課のHPで見つけたのですが、それ以降を見ることは可能でしょうか。	健康推進課	平成27年度以降の議事録について、議事録自体が確認できない年もありますが、令和3年度までの存在する議事録と令和4年度以降の議事録については、今後ホームページ上に掲載すべく取り組んでまいりたいと存じます。
14	27	両園の将来構想の実現とは具体的にどのようなものでしょうか。	健康推進課	長島両園の入所者自治会、両園幹部、瀬戸内市、岡山県などで構成される「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において平成23年に両園の将来構想を策定したところですが、この構想では健康・医療・福祉の充実や世界遺産登録へ向けての取組等について計画しており、その実現に向け、県としても必要な協力を行ってまいりたいと存じます。

第53回岡山県人権政策審議会 行政説明（事前質問）※審議会の場で質問・回答を行っていないもののみ

項目 番号	頁	質 問	担当課	回 答
14	27	<p>【現状と課題】に「病気が治っているにも関わらず、回復者の方々に対する偏見・差別は解消できていないことから、啓発事業等を継続する必要がある」とあるが、病気が治っているかどうかと、偏見・差別が解消できていないことは無関係ではないか。むしろ、2001年の国賠訴訟判決で隔離政策の誤りが認められ、国や地方自治体により様々な啓発活動が行われて21年が経過したのにも関わらず、入所者は亡くなってさえも故郷に帰れない状況が改善されていないなど、偏見・差別が解消できていないことが問題と思われるので、「国賠訴訟判決で隔離政策の誤りが認められて21年が経過したのにも関わらず、回復者の方々に対する偏見・差別は解消できていないことから、啓発事業等を継続する必要がある」としてはいかがか。</p>	健康推進課	<p>ご指摘を踏まえ、今後、国の考え等も参考にしながら、修正に向け検討してまいりたいと存じます。</p>
15	31	<p>新型コロナウイルス感染症では、国内各地で患者や家族、関係者に対して凄まじい誹謗中傷や排除が起きたことが国のHP等でも報告されており、まさにハンセン病やHIV・エイズと同様の感染症差別が生じたと言わざるを得ないが、県が把握している新型コロナウイルス感染症にかかる県内の差別事象とそれに対する県の対応を報告していただきたい。</p>	人権施策推進課	<p>県への新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する誹謗中傷、差別偏見に係る相談を受けていますが、内容は、検査陰性だった者への会社での誹謗中傷や、地域での陽性のうわさ流布、医療従事者への診療拒否、ワクチン接種への職場などの同調圧力などでありました。 相談案件に対しては、相談者に寄り添いながらお話をお伺いし、相談内容の解決に向け法務局や労働局などの専門機関窓口につなぐほか、いただいたご意見などを必要に応じ関係機関と共有を行うなどの対応をしています。</p>
16	36	<p>関係法令であるプロバイダ責任制限法は取組と対応策などに関連はあるでしょうか。</p>	人権施策推進課	<p>プロバイダ責任制限法は、インターネット上の書き込みに係る権利侵害があった場合の発信情報の開示を請求する権利などを定めたものであり、県で行っているインターネット利用のモラルや情報リテラシーの向上（デジタル推進課所管）や差別書き込みへの相談対応などに関し関連してきます。 現在県ホームページにおいて、2021（令和3）年4月に成立した改正プロバイダ責任制限法が2022（令和4）年10月1日から施行されることを踏まえ、インターネット上の誹謗中傷などで被害を受けた場合の発信者情報の開示手続きの変更点等について周知を図っています。</p>